

【2014年1月8日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／第40号 ■

目次

【トピックス】

1. 7月1日から改正「男女雇用機会均等法施行規則」等が施行
2. 財形制度を導入しませんか？
～4月から中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置を実施します～
3. 第15回「イクメンの星」を募集します
4. 「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のためのシンボルマークを募集します

【厚生労働省からのお知らせ】

- ◆全国8か所で、中小企業モデル賃金制度セミナー「高齢者人材活用戦略に
もとづく賃金制度設計の方法」を開催（参加費・テキスト無料）
- ◆「ワークライフバランスフェスタ東京2014」開催のお知らせ
- ◆東京、大阪で「短時間正社員制度導入・運用改善支援セミナー（医療編）」を
開催します
- ◆現在の雇用失業情勢

【トピックス1】7月1日から改正「男女雇用機会均等法施行規則」等が施行

厚生労働省では、雇用の分野での男女格差の縮小、女性の活躍をより一層推進するため、男女雇用機会均等法施行規則及び関連の指針の改正等を行い、7月1日から施行することとしています。

主な改正内容は、次の4点です。

- (1) 間接差別となり得る措置の範囲の見直し
- (2) 性別による差別事例の追加
- (3) セクシャルハラスメントの予防・事後対応の徹底など
- (4) コース等で区分した雇用管理を行うに当たって事業主が留意すべき事項

に関する指針の制定

【報道発表資料】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000033232.html>

【詳しくは、お近くの都道府県労働局雇用均等室へ】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/>

【トピックス2】 財形制度を導入しませんか？

～4月から中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置を実施します～

福利厚生充実の充実、社員の働く意欲を高める上で非常に重要なものです。特に、財形制度（勤労者財産形成促進制度）は、利子の非課税や低利での融資といった優遇策があり、約900万人が利用する、企業の福利厚生制度の柱となっています。

4月1日からは、中小企業で働く人を対象に財形持家融資の貸付金利を引下げます。福利厚生制度の充実をお考えの事業主の皆さま、ぜひこの機会に活用をご検討ください。

■財形貯蓄制度

使い道に限定のない「一般財形貯蓄」のほか、特定の目的のために積み立て、税制面での優遇措置がある「財形年金貯蓄」「財形住宅貯蓄」があります。

〈制度のメリット〉

- ・給与などからの天引きで、無理なく財産形成が可能です。
- ・利子等は非課税（一般財形の利子等は課税）です。
- ・低金利の住宅ローン「財形持家融資」の利用が可能です。
- ・制度導入にあたっての事務手続きは簡単です。

■財形持家融資制度

財形貯蓄を行っている勤労者が利用できる住宅ローンです。

- ・融資限度額：貯蓄残高の10倍（最高4,000万円）
- ・貸付金利：年0.92%（5年間固定）

■中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置

(平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)

財形持家融資の新規申込み分のうち中小企業の勤労者について、当初の 5 年間の貸付金利を通常より 0.2 ポイント引下げます。

- ・ 中小企業勤労者：常用労働者数 300 人以下の企業に雇用される勤労者
- ・ 融資限度額：貯蓄残高の 10 倍（最高 4,000 万円）
- ・ 貸付金利：通常金利より 0.2 ポイント引下げた貸付金利
- ・ 実施時期：4 月 1 日からの申込み分から適用（1 年間の時限措置）

【お問い合わせ先】

- ・ 厚生労働省労働基準局勤労者生活課 電話 03-5253-1111（内線 5367）
- ・ 勤労者退職金共済機構勤労者財産形成事業本部 電話 03-6731-2934～2936

【トピックス 3】 第 15 回「イクメンの星」を募集します

厚生労働省では、働く男性がより積極的に育児を行うことや育児休業を取得することができるよう、社会の気運を高めることを目的に「イクメンの星」を選定しています。

このほど第 15 回「イクメンの星」を選定するために、イクメン（育児を積極的に行う男性）の皆さまからの体験談を募集します。

これまでの「イクメンの星」の体験談には、仕事と育児を両立するために職場に働きかけたこと、工夫したことや苦労したこと、仕事への良い影響など、イクメンたちが実際に行ってきたこと、感じたことが率直に書かれています。

ぜひ、皆さまの体験談をお寄せください。

○応募方法

- ・ イクメンプロジェクト公式ホームページで「イクメン宣言」を行い、育児休暇や育児の体験談を記入してください。

[応募フォーム] https://ikumen-project.jp/ikumen_form/

○選定・公表

- ・ 1 月 31 日（金）登録分までが対象
- ・ イクメンプロジェクト推進チームにて審査・選定
- ・ イクメンプロジェクト公式ホームページ

(<http://ikumen-project.jp/>) 、
厚生労働省ホームページで、2月下旬に発表予定

【トピックス4】「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のための
シンボルマークを募集します

厚生労働省は、親や家族などの介護のために、やむを得ず仕事を辞める「介護離職」を未然に防止するため、仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に取り組むことを示す、シンボルマークのデザインを募集します。

介護に直面する労働者は、企業において中核的な人材として活躍している場合も少なくありません。仕事と介護を両立できる職場環境の整備を図り、こうした人材の離職を防止することは、企業の持続的な発展にとって重要な課題となっています。

介護離職を未然に防ぐために、ふるって、ご応募ください。

[募集内容]

介護のための離職を防止するため、仕事と介護を両立しやすい職場環境の整備促進の取組のシンボルとなるマーク（絵柄でも図柄でも構いません）。

労働者が介護に直面しても前向きに積極的に働き続けられる明るいイメージのある、分かりやすく親しみやすいデザインを募集します。なお、応募するマークには、デザインの簡単な解説（コメント）を付けてください。

[応募締切]

1月31日（金）必着。郵送の場合は、当日消印有効。

【詳しくはこちら】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000033451.html>

【厚生労働省からのお知らせ】

▽▼ 全国8か所で、中小企業モデル賃金制度セミナー「高齢者人材活用戦略
にもとづく賃金制度設計の方法」を開催（参加費・テキスト無料） ▲▲

少子高齢化に伴う若者を中心とした労働力人口の減少、老齢年金の支給開始年齢の段階的引き上げ、定年後再雇用の実施などを背景に、今後多くの中小企業で高齢者を雇用する機会が増えていきます。

その際、高齢者にどのような仕事を任せるのかを明確にし、その仕事に合わせた賃金制度を構築することが重要になります。

そこで厚生労働省では、職務評価の手法を使った、高齢者人材活用戦略にもとづく賃金制度を構築する手法について解説するセミナーを開催します。

事業主、人事労務担当の皆さま、ぜひ、ご参加ください。

◆対象

経営者、人事担当者、高齢者の人材活用戦略や賃金制度に関心のある方

◆開催予定

- | | | | |
|-------|----------|-------------|---------------------------|
| [札幌] | 2月5日(水) | 14:00~17:00 | 札幌コンベンションセンター
(札幌市白石区) |
| [仙台] | 2月4日(火) | 13:00~16:00 | 仙台市情報産業プラザ
(仙台市青葉区) |
| [東京] | 1月14日(火) | 14:00~17:00 | 中小企業会館(中央区) |
| [名古屋] | 1月21日(火) | 14:00~17:00 | ウイंक愛知(名古屋市中村区) |
| [大阪] | 2月20日(木) | 14:00~17:00 | 大阪産業創造館(大阪市中央区) |
| [広島] | 1月30日(木) | 13:00~16:00 | 広島市南区民文化センター
(広島市南区) |
| [松山] | 2月18日(火) | 14:00~17:00 | 松山市総合コミュニティセンター
(松山市) |
| [福岡] | 1月23日(木) | 13:00~16:00 | 福岡センタービル(福岡市博多区) |

◆カリキュラム

- ・第1部(50分)「高齢者人材活用戦略にもとづく賃金制度設計の方針」説明
- ・第2部(120分)「賃金制度設計方法」の解説

※本セミナーでは、賃金制度の現状分析から、再構築方法について説明しま

す。見直しの手順や、中小企業のモデル賃金制度について、テキストに沿って解説します。

※セミナー終了後、個別相談会を行います。

◆定員：各会場とも先着順（定員になり次第、締め切り）

◆参加費：無料（テキスト無料配布）

【申込みはこちら（事務局：株式会社浜銀総合研究所）】

http://www.yokohama-ri.co.jp/model_kourei/

▽▼ 「ワークライフバランスフェスタ東京 2014」開催のお知らせ ▲△

厚生労働省の後援のもと、東京都では、働き方の見直しの社会的機運の醸成を図るための「ワークライフバランスフェスタ東京 2014」を開催します。（入場無料）ご来場をお待ちしています。

◆日 時：1月29日（水） 10:00～17:00

◆会 場：東京国際フォーラム（展示ホール2）

◆開催内容

※要予約のプログラムについても当日席がございます。（人数に限りがあります。）

- ・パネルディスカッション（要予約）10:15～
「自分ゴト化のススメ ～今日からはじめるWLB～」

<コーディネーター>

木佐 彩子 氏（フリーアナウンサー）

<パネリスト>

小室 淑恵氏（株式会社ワーク・ライフバランス 代表取締役社長）

川島 高之氏（NPO 法人コヂカラ・ニッポン 代表）

青野 慶久氏（サイボウズ株式会社 代表取締役社長 ※平成24年度認定企業）

- ・「平成25年度東京ワークライフバランス認定企業」認定状授与式 11:30～

- ・WLB対談：「経営戦略としてのワークライフバランス」（要予約）13:00～
ワークライフバランスの専門家との対談

<専門家>

渥美 由喜氏（内閣府少子化危機突破タスクフォース チームリーダー
株式会社東レ経営研究所 研究部長 兼 主席コンサルタント）

- ・ワークライフバランス座談会（要予約）14:15～

イクメン推進者、ワークライフバランス研究者など登壇者の専門性を活かした
テーマ候補から、ホームページ上の事前投票で、当日のテーマを決定します。

<登壇者>

安藤 哲也氏（NPO 法人 ファザーリング・ジャパン ファウンダー／
副代表、NPO 法人 タイガーマスク基金代表理事）

池田 心豪氏（独立行政法人 労働政策研究・研修機構 副主任研究員）

治部 れんげ氏（昭和女子大学現代ビジネス研究所 研究員）

堀江 敦子氏（スリール株式会社 代表取締役）

- ・参加型ワークショップ「ワールドカフェ」（要予約）15:30～

少人数のグループで、フェスタで学んだ内容や感じたことを話し合います。

【詳細・事前予約はこちら】 <http://www.wlb-festa.metro.tokyo.jp>

【お問い合わせ】 「ワークライフバランスフェスタ東京 2014」事務局

電話 03-3813-1735

▽▼東京、大阪で「短時間正社員制度導入・運用改善支援セミナー（医療編）」
を開催します ▲△

医療業界に特化した「パートタイム労働者雇用管理セミナー（医療編）」を
東京、大阪の2会場で開催します。

人材の確保が困難な状況にあると言われている医療業界では、労働時間に制約
のある人材を有効活用できる短時間正社員制度の導入に関心が集まっています。
そこで、医療業界における短時間正社員の導入、運用改善の具体的な方法につ

いて解説するセミナーを開催することにしました。

病院、社会保険労務士などの専門家の皆さまの参加をお待ちしています。

◆開催予定

[東京] 2月10日(月) 13:30~17:00 きゅりあん(東京都品川区)
[大阪] 2月13日(木) 13:30~17:00 たかつガーデン(大阪市天王寺区)

◆セミナー内容

講演 : 「医療業界における短時間正社員制度の導入・運用改善について」
株式会社 浜銀総合研究所
経営コンサルティング部 主任コンサルタント

<内容>

- ・医療業界における短時間正社員制度の活用動向
- ・医療業界における短時間正社員制度のメリット
- ・短時間正社員制度の制度設計・導入手順
- ・短時間正社員制度の運用改善 ~職場マネジメント上の工夫~

事例講演 : 「短時間正社員制度の導入から活用まで
~経営に寄与し医療崩壊から回避できた7年の振り返り~」
社会福祉法人聖隷福祉事業団 聖隷横浜病院 病院長 岩崎 滋樹氏

◆定員 : 100名

◆費用 : 無料

【セミナーの詳細、申込みはこちら(事務局:株式会社浜銀総合研究所)】

http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/seminar25_04/index.html



現在の雇用失業情勢



12月27日に公表された昨年11月の完全失業率は前月と同水準で4.0%、有効求人倍率は前月より0.02ポイント改善し、1.00倍となりました。

このように、雇用情勢は一部に厳しさが見られるものの、改善が進んでいる状況にあります。

【労働力調査（総務省）】

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/pdf/201311.pdf>

【一般職業紹介状況】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000032983.html>

-
- ★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>
 - ★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
 - ★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>
 - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
 - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
 - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-